

地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針の一部を 改定する告示案（概要）

【告示を改正する趣旨】

- 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号。以下「医療介護総合確保法」という。）において定めることとされている地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針（平成 26 年厚生労働省告示第 354 号。以下「総合確保方針」という。）は、地方自治体や医療、介護等の関係者の意見を反映させること等を目的とした医療介護総合確保促進会議での議論等を踏まえ、平成 26 年 9 月 12 日に定められた。
- この総合確保方針は、医療計画基本方針及び介護保険事業計画基本指針の基本となるべき事項を盛り込むこととされており、現在、医療介護総合確保促進会議では、医療計画と介護保険事業（支援）計画の同時改定が行われる平成 30 年度を見据えて、総合確保方針の改定に向けた議論を進めているところ。

【主な改正の内容】

医療介護総合確保促進会議での議論等を踏まえ、主に以下の事項について、所要の改定を行うこととする。

- 医療計画と介護保険事業（支援）計画の整合性について
 - ・ 計画の作成体制について、関係者の協議の場を設けることを明記する。
 - ・ 区域について、一致させるよう努める旨を明記する。
 - ・ 病床の機能分化・連携の推進により生じる在宅医療等の新たなサービス必要量について、両計画において整合的に対応する旨明記する。
- 在宅医療の推進及び在宅医療と介護の連携の推進に向けた都道府県等の取組や支援について
 - ・ 市町村単独では実施困難な取組について広域的な支援をする旨明記する。
- 医療・介護の連携の核となる人材の役割について
 - ・ 医療と介護の両分野に精通した人材が必要であることや、関係機関同士
の役割分担が重要である旨明記する。
- 住宅政策との連携について
 - ・ 地域包括ケアにおいて「住まい」は重要な要素であることから、住宅政策との連携も重要である旨明記する。

【根拠法令】

医療介護総合確保法第3条第1項

【告示日】

平成28年12月（予定）

【適用期日】

公布日（予定）